

長崎県精神医療センター給食業務にかかる提案書（様式9）の訂正について

長崎県精神医療センター  
院長 大塚俊弘

記

1. 公告日 令和5年9月5日（火）
2. 業務名 長崎県精神医療センター給食業務
3. 訂正内容  
「提案書（様式9）」の「X I 委託料（見積金額）」の材料費に係る部分

【訂正前】

※材料費の見積にあたっては120食とする（これには経管栄養食・経口のための栄養付加食品、医師指示の特殊な食事、特別に提供されるパン食は含まず、別途病院負担とする。）。

【訂正後】

※材料費の見積にあたっては120食とする（これには栄養付加食品、とろみ剤などの調理時に添加するもの、デザート類、特別に提供されるパン食を含む。経管栄養食は別途病院負担とする。）。